

第9号議案

ふじみ野市職員定数条例の一部を改正する条例

ふじみ野市職員定数条例（平成17年ふじみ野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「6人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

議会のデジタル化を推進し、オンラインによる議会運営、情報発信の充実等の議会機能の強化を図るため、ふじみ野市職員定数条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。